

第6回定例会

令和元年12月17日開会

令和元年12月17日閉会

# 小清水町議会会議録

小清水町議会

## 令和元年第6回小清水町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和元年12月17日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)  
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 発議第8号 議員研修会にかかる議員の派遣について
- 第 5 選挙第5号 選挙管理委員及び補充員選挙について
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第45号 小清水町附属機関に関する条例制定について
- 第 8 議案第46号 小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例制定について
- 第 9 議案第47号 小清水町パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例制定について
- 第10 議案第48号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第11 議案第49号 小清水町公営企業の設置等に関する条例制定について
- 第12 議案第50号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第13 議案第51号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第52号 小清水町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第53号 小清水町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第54号 令和元年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について
- 第17 議案第55号 令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第18 議案第56号 オホーツク町村公平委員会規約の改正について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	服部隆文君
出納室長	金原武浩君
企画財政課長	村上信二君
町民生活課長	畔木雅之君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	細川正彦君
建設課長	荒木和正君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長	中野也寸志君
選挙管理委員会事務局長	服部隆文君
農業委員会事務局長	細川正彦君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	城綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和元年第6回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

3番 瓜田新一 議員                      8番 更科浩司 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

森浩議会運営委員長。はい、4番。

○議会運営委員長（森浩君）議会運営委員会の審査報告をいたします。

第6回町議会定例会を開催するに当たり、去る12月13日及び本日、議会運営委員会を開き、本日開催の定例会の会期、運営等について協議をいたしました。

本定例会には、議会提出議案2件、町長提出議案12件、一般質問者4名5件であります。

提出議案及び一般質問等の件数、内容を判断いたしまして、本定例会の会期は本日12月17日1日間とすることが妥当であると判断いたしております。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたしました。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。

○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

9月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。定例町議会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

暦も残すところ2週間となり、また先月末に開かれた臨時町議会から間もない本日はありますが、令和元年第6回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かと御多用の中、全員の御応召を賜り、ここに開会できますこと、厚くお礼を申し上げます。

この1年、議員の皆様、町民の皆様、関係各所の皆様にはそれぞれのお立場で御協力をいただき、町政発展に向けた御尽力を賜りましたことに対しまして、この場をお借りし深く感謝申し上げます。

さて、本定例議会に提案させていただきます案件でございますが、初めに条例関係ですが、町の執行機関に設置する附属機関を定める条例制定1件、新たに創設された会計年度任用職員の給与等並びに制度の運用に係る条例制定3件、簡易水道事業及び農業集落排水事業の公営企業会計適応に係る条例1件、成年後見人等の権利の制限に係る法律施行に伴い、一括して関係条例の一部を改正する条例制定1件、あわせて6件の新規制定のほか、法律の改正あるいは条例の制定に伴う一部改正条例3件、補正予算につきましては、年度末第4四半期に向けた事務事業の精査による予算の追加など、一般会計及び介護保険特別会計補正予算2件のほか、オホーツク町村公平委員会規約の改正1件でございます。

以上、議案12件を提案することとしておりますので、各案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げます。定例町議会開会に当たりましての挨拶といたします。続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書をごらん願います。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので、御了承願います。

2ページの右側下段、女満別空港ビル株式会社、株式譲渡についてであります。本件は道内7空港の運営を一括して民営化を目指すこととし、これまで諸手続が行われてまいりました。このたび、代表企業を北海道空港会社として17社が出資する北海道エアポート株式会社と北海道との間で、公共施設等運営権実施契約が締結され、本町が所有する女満別空港ビル株式会社の株式については、今後、譲渡いたしますので御報告いたします。

女満別空港ビル株式会社は、昭和60年の新空港の整備に伴い、ターミナルビルの建設と運営に当たるために設立された会社で、本町も昭和58年の会社設立の際に、20株、額面で100万円を出資しております。この株式については、平成29年11月現在進められている道内7空港の一括民営化に向けて、女満別空港ビル株式会社及び北海道の担当者から株式譲渡に向けた協議を受け、その後、令和2年度を目標として全ての株式を女満別空港の発展のため、北海道から民間事業者に一括して売却することに対して了解をし、平成30年2月9日に北海道との間で株式譲渡予約契約を締結、本年7月3日に本事業の優先交渉権者として北海道エアポート株式会社が選定され、10月31日に運営権の実施契約を当社と締結。これによって、12月9日付で女満別空港ビル株式会社の取締役会で株式譲渡承認決議がなされた旨、通知されたところであります。

株式譲渡に係る代金は1株13万8千円、20株合計276万円が年明け1月7日に入金される予定となっております。空港運営事業の開始時期は令和2年6月1日に新千歳空港、同年10月1日に旭川空港、令和3年3月1日に女満別空港を含む5空港が段階的に運営事業を開始することになっており、オホーツクの玄関口として新しくスタートする準備が現在進められているところであります。

以上で、行政報告を終わります。

#### ◎発議第8号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、発議第8号、議員研修会にかかる議員の派遣についてを議題といたします。

令和2年1月15日から17日まで、千葉県千葉市で開催される市町村議会議員特別セミナーに槻間善高議員、鬼塚茂議員、佐藤智議員を派遣することといたしたいと思っております。

お諮りいたします。

これに派遣する場合の、議員の出張並びに細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定しました。

◎選挙第5号

○議長（坂田秀昭君） 日程第5、選挙第5号、選挙管理委員及び補充員選挙を行います。  
お諮りいたします。

選挙の方法は、議会運営基準に基づき、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議会運営基準に基づき、議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前9時42分

再開 午前9時44分

○議長（坂田秀昭君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

初めに、選挙管理委員として小清水町字東野74番地の15、吉田正貴氏。

小清水町字萱野132番地、山中良博氏。

小清水町字止別297番地、権藤繁藏氏。

小清水町元町1丁目29番28号、片山修子氏を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した4名を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名が、選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員として、小清水町南町2丁目10番1号、菅野美幸氏。

小清水町字浜小清水396番地の2、桑迫孝幸氏。

小清水町字共和651番地、西村篤氏。

小清水町南町2丁目39番2号、畑照子氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員補充員の当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名した4名が、選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま指名した順序に決定しました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君） 日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問、答弁ともに簡潔明瞭に願います。

初めに、6番、工藤孝一議員。はい、6番。

○6番（工藤孝一君） はい、6番。さきに通告してあります一般質問をさせていただきます。

観光客の市街地への招き入れについてであります。

ビジターセンターが開設して1年9カ月たちますが、観光案内とともに宿泊地の問い合わせがふえてきている中、本町市街地へのおもてなしの一つとして、温泉入浴無料券、リリーパーク入場無料券などを発し、外国人を中心とした交流人口の増加を目指すべきだと思いますが、町長の所見を伺います。

よろしく願います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） 御質問にお答えいたします。

ツーリストセンターを開設後、これまで35万人の方々を利用され、その中でも小清水町観光協会を指定管理者とするビジターセンターでは、約9万人の方々にご利用をいただいております。当施設の目的は雄大な自然環境を生かした地域資源及び観光並びに産業情報の発信と交流の場を提供し、もって観光及び地場産業の振興に寄与するものでございますので、この施設を中心に本町のさまざまな情報が発信され、人とのふれあいや交流機会が生まれ、そして本町に点在する自然、観光、食、産業などを感じていただくことで、関係人口の増加に始まり、定住へとつなげていきたいところであります。御利用をいただいた方々の満足度を少しでも向上させるためには、本町が有する自然環境を生かしたさまざまな体験を初め、来訪者のニーズに少しでも応えられる受け入れ体制の確立、充実が必要と考えております。

このことについては、小清水町観光協会を中心に、本町の魅力などを発信していただくほか、原生花園、リリーパークなどの観光施設や飲食店など、本町を堪能していただけるような企画や事業展開がなされておりますので、その中で行政としてできる支援等を必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

また、近年の道内における訪日外国人数は、平成30年度で311万人と平成20年の69万人から大幅に増加しております。その多くはアジア圏からとなっており、オホーツクにおける平成30年度訪日外国人宿泊客数の約86%はアジア圏からの来訪者となっております。本町の道の駅エリアにも、外国人観光客の方々に訪れていただいております。外国人を中心とした交流人口の増加には、対話を初めとするコミュニケーションが重要となっておりまして、

現在、原生花園インフォメーションセンターや道の駅、ビジターセンターなどは翻訳アプリなどを活用し、ビジターセンターには英会話対応が可能な職員もいるところではありますが、近年は多くの国からの訪日が増加していることから、さまざまな場所、場面でコミュニケーションが図られる対応を検討しつつ、多様なニーズに応えられるサービスについて、観光協会を中心とする事業者の皆様とも協議を重ね、検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、本町の人口減少対策は喫緊の課題であり、まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実行と農業、商業、観光、連携によるまちづくりを目指し、観光協会をはじめとした関係機関と関係人口増加に向けた対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君） はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君） ただいま町長のほうから外国人とのコミュニケーションを図る必要がある、そしてさまざまな多様なニーズに応えていく方策を検討していきたいということだと思いますが、提案しましたリリーパーク等の入場券などについては、管理者、管理される方に聞きましたら、主に冬の時期は99%予約制の団体利用がほとんどだと。問題は夏の時期の観光に来てくれる方の案内がなかなか、ビジターセンター含めて案内がこないという御意見も伺っております。加えて、本町には民泊の施設が浜小清水、旭、それぞれ1軒ずつ、計2軒、民宿が外国人対応を含めてやっつけいらっやいます。

外国の方がアジア、またヨーロッパ含めて世界的なネットワークがございます。WWOOFという組織であります、日本ではウーフジャパンというふうには呼ばれていまして、やはりいい観光地、安全な食を

つくっている、そういう農家や農業関係のそういうところに宿泊して世界的に旅をするということのようであります。そういった中で、ウーフジャパンの中では、全国的な宿泊施設、全国の自治体の中でそういった、私が冒頭申し上げました温泉入浴無料券等についてのおもてなしはどこも聞いたことがないと、ぜひ本町でやってほしいという要望が以前から上がってありました。

本来、ツーリストにあるビジターセンターは国立公園、国定公園中心にした自然情報を展示して解説する。そして、その公園の利用、案内をするというのが主な仕事だというふうに思いますが、先ほど町長おっしゃられたように、外国人も町内に招き入れて関係人口の増加につなげたいということであります。ツーリスト、ビジターセンターでの本町への案内が、やはり一つのツールとして提案できるような、そういう取り組みをぜひ行うべきだというふうに思います。ビジターセンターが中心となって、本町の観光業界を含めていい循環がなるように、ビジターセンターが中心に据えてよかったなど、よくやってくれるという、そういう情報発信の工夫もこれからしていただきながら、ぜひ町としても取り組んでいただきたいと思います。

よろしく御答弁をお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

ビジターセンター、観光協会さんのほうで管理、運営をいただいておりますが、冒頭申し上げましたけれども、これまでツーリストセンターに35万人の方が来ていると。そのうちビジターのほうに訪れているのが9万人ということであります。35万人はどこに来ているかという、モンベルのストアに来ているということであります。

私の考えとしては、35万人も来ている中で、もっともっとツーリストセンターに寄っていただいて、本町の自然景観、農村景観等々を堪能してほしいというふうに考えてございます。今のところ、35万人のうち9万人しか寄っていただけない。4分の1ぐらいですか。それをもっともっと寄っていただいて、いろんな御案内をさせていただくと。それについては、自然であり観光であり産業でありというようなことが、最終的な目標であるというふうに考えておりますが、今現在、アクティビティの数も限られております。ガイドの数も限られております。

そういった中で、今、観光協会さんとして取り組んでいる部分としては、やはりガイドの養成の関係であります。加えて、アクティビティの開発というようなことで、今、検討をされているというふうにお聞きをしております。ですので、やはり特に外国人観光客の方につきましては、やはりおもてなしが重要でありまして、すばらしい景観を見るだけではなくて、その地域の食もそうですが、体験をして帰るといのが大変喜んでいただけるというふうにもお聞きをしておりますので、ぜひそういうアクティビティも開発をしながら、ぜひお出迎えをしたいなというふうに考えてございます。それには、新たなアクティビティの開発というのも当然していかなきゃいけないと思いますけれども、その中に工藤議員からも御提案のありました、入浴券の無料券をプラスするであるとか、リリーパークの入場券をプラスするであるとか、そういうことは可能性はあるのかなというふうに考えてございますが、今の段階としてはそういうことはやっておりませんが、いろんなアクティビティの数をふやしていく中で、そういうものがあれば、ぜひ取り入れていきたいなというふうに考えておりますし、せっかく道の駅エリアにはこのように多くの方が来ていただいておりますので、少しでも中心市街地に来ていただけるような策も含めて、観光協会なり関係者の皆様と一緒に検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

これにて、工藤孝一議員の質問は終了いたします。

続いて、8番、更科浩司議員。はい、8番。

○8番（更科浩司君）はい、8番。商店街における空き店舗対策について、お伺いしたいと思います。

メインストリートのシャッターの閉まった商店街を、今後行政としてどのように対応していくのか。店舗を借りたいという話は何件かきているようですが、トイレ問題等があるようです。何かイベントに借りるとか、直売店として利用する方法など、浜小清水まで来た人たちを小清水町内に呼び込む策など、何か



あるかお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）御質問にお答えいたします。

本町における商店は、これまで後継者の問題、人口減少に伴う購買力の低下や自家用車による大型店舗への買い物など、さまざまな要因のもと減少傾向が続いておりますが、平成27年10月より取り組んでおります商業起業家支援・活性化事業の活用により、既存店舗の改修などが行われ、平成28年以降、5件の新店舗、うち市街地では3件が新店舗を出店されております。

しかしながら、御指摘のとおり、国道391号線沿いにはシャッターの閉まった空き店舗が存在しております。その中には住宅との併用ということもあり、所有者が居住している実態から借用がしづらいという例もあろうかと思いますが、本町の商業起業家支援・活性化事業では、借用した店舗部分の水まわりなど含めた改修経費は補助対象となりますし、現在、防災拠点型複合庁舎建設計画の検討の中で、中心市街地の活性化につながるにぎわいの創出を検討していることから、本事業を令和2年度から3年間延長し、実施いたしたいと考えておりますので、この事業を有効に活用いただけるよう、商工会等関係機関と連携してまいりたいと考えております。

次に、本町市街地への人の流れでございますが、観光ゾーンとしてツーリストセンターなど整備をいたしました、道の駅エリアは本年も多くのお客様に御利用をいただいたところでございます。本町といたしましては、これらの方々をぜひ市街地へ呼び込みたいと考えており、その一つとして、先ほど申し上げました新たな庁舎建設の基本計画の中でも、市街地に足を運んでいただくため、独創性の高い魅力のある、にぎわいのある空間整備を目指すこととしていることから、商工業や町民の皆様の御意見をお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、来町された方が少しでも本町に滞在し、中心市街地の活性化が図られるよう、商工会など関係機関と連携の上、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願います。

○議長（坂田秀昭君）8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。マスコミ等で小清水の新庁舎がにぎわい、またその中にいろんな中身も報道で発表されていますが、その庁舎の中にそういうものを入れるのではなく、今空き店舗になっているところを利用する、そういう方向に進めないのか、ちょっと疑問に思っています。庁舎がにぎわい、それはいいことかもしれませんが、役場自体、人が来る、来た人に対して明るくふるまう、そこが役場の根本ではないかと考えていますが、にぎわいのための新庁舎もいいことかもしれませんが、にぎわいはメインストリートの商店街ににぎわってもらい、そっちで考えることはできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

先週末ですか、複合庁舎建設検討委員会のほうから答申をいただきまして、基本計画を策定ということをおっしゃったところでございます。あくまでも防災拠点型の複合庁舎でございますので、本町新聞等々にはどちらかというのにぎわいのほうが出ていたかなと思いますが、あくまでも防災拠点ということの中で整備をしていくという考え方でございます。そこにプラスをして、何とか人が集まるような空間をつくりたいというのが私の考え方でございますし、その答申をいただいた、基本計画もそのような形になっているということでございます。

議員おっしゃるとおり、役場庁舎については、やはり職員が笑顔で町民の皆さんをお出迎えするというおもてなしが、大変重要であるというふうを考えておりますし、町民の皆様がいつもいつも役場に來られるわけではないということは、十分認識をしております。

しかし、今回、概念としては本日の新聞報道にもありましたフェイズフリーという概念を取り入れたいということで考えておりますけれども、通常時、非常時の扱いです。そこをある程度一体的に整備する方

が効率的であろうというふうに考えていまして、空き店舗、中心市街地を近隣市町の中では道路を拡幅したついでに、商店街の再整備等々もという考え方もあるのかと思いますが、そこにはすごく莫大な費用もかかるというふうに思っておりますし、あくまでも私の考えとしては中心の、本町市街地の中心はこの地であるというふうに思っております。

ですので、そこに人が集まる仕組みをつくった上で、あとは民間さんのほうで、商工会さんを中心にどう町をつくりかえていくかということ、やはり考えていってほしいなという考えがあります。ですので、全て行政がそこまでできるかというのは、限界があるというふうに思っていますし、あくまでも私の考えとしては住民コミュニティの再生であり、にぎわいをつくと。その中で、町が新たにここを中心として栄えていけばいいという思いから、そういう考えも取り入れていただいたという経過がございます。

ですので、今、何かをやらないとこの市街地域については本当に危機的な状況にきているのではないかと。それはもう本当に10年、20年前からもうどうしようどうしようという話は、私の職員時代からも常々考えていたことはありますけれども、なかなかいろんな助成制度もつくりながらやってきた経過もありますが、やはり後継者の問題等々、非常に難しい問題であるというふうには認識しております。ですので、一つの手法としてこのような形で、役場庁舎と一体としたにぎわいをつくらさせていただくということでございますので、その次の展開については、やはり商工会さんを中心に商工業者さん、営まれる方がおられますので、その方たちの意見を聞きながらしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。この町が、やはり元気に見えるのは、中心市街地が活性化しないといけないという思いは強く思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。にぎわい、その他は今後検討していきたいと思っておりますし、まだ日にちもありますから十分話し合っていきたいと思っております。

浜小清水のモンベルとかでイベント、小清水の美術関係の方が住んでおられますから、そのイベントなどをしたときに、大いに人が集まりましたよ。じゃあそういうことを浜小清水で成功しているんだから、町で店舗、住民の方が住んでいますということでしたので、その人を管理がてら空けていただいて、展示場にさせていただくとか、もう少し積極的に空ける方法を行っていただけないのか。何年も閉まっていると行政が何もやっていないようにしか見えなくなってきますので。ただ、店舗は確かにふえてますので、浜小清水でイベントで成功した、その次に連携をとれるようにできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい。御指摘はそのとおりだというふうに思っています。浜小に、玄関口でありますから、まず浜小を起点としてというのがもとの考え方でありまして、そこに来た方たちをいかにこちらの中心市街地へということでございます。

やはり、この市街地を通るためには、いろいろと考え方はあろうかと思っておりますけれども、この391号を通っていただくためには、やはり弟子屈町、川湯との連携だとか、そういういろんなものも、そこは考えているのはあるところであります。

一つのイベントを浜小でやるだけではなくて、こちらの空き店舗も活用してということも、十分理解をするところであります。そこら辺につきましても、やはり商工会さんであるとか、実際、店舗にもやっぱり住んでいる事情もありますので、基本的には行政がどこまでできるかという部分はあろうかと思っておりますけれども、御支援できる部分はしっかり御支援をしていきたいというふうに思っていますし、何かそういうイベントをやるときについても、やはりどうでしょうか、そういう町にも相談があった場合については関係機関と協議をしながら、積極的に進めたいというふうには思っております。

やはり極端な例を申し上げますと、ある町については、その場所をもう買ってしまおうというやり方もあるんです。その部分を買って壊してお貸しするということがあります。ただ、そこまで今の状況でできるかどうかというだと思います。どの部分をやるんだと。じゃあうちもそうしてくれよという話は、絶対そうなるというふうに思っていますので、最終的にはそうやってまちづくりをしている市町もありますし、

実際に見たこともあります。そういった中で新たな起業がされるという状況もあるような認識をしておりますし、もしそういうお声も出てくるようなことがあれば、新たな施策についても検討はしてまいりたいと思いますけれども、現状としては、いろんな形でなんとか小清水町に来ていただいて、長い時間滞在いただけるような施策については、常々考えながら、職員とともに取り組んでいきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）これにて、更科浩司議員の質問は終了いたします。

続いて、9番、木戸寛治議員。はい、9番。

○9番（木戸寛治君）9番。今回、いろいろな報道で、小清水にあります赤十字病院のことが話題になっています。その前に網走厚生病院に近隣の首長さん、皆さんのお力添えがあって、脳神経外科が来年1月に開設されるということは、ここら辺に住む町民にとっては大変安心につながるすばらしいことだというふうに思っています。

当然、町としての負担もふえますということで報告はいただいておりますが、一方、先ほどお話したように、小清水赤十字病院については、以前出てきました国の方策として、拠点病院の集約、再編についての記事がぼんと出て、しかも2つ目の記事のときには小清水赤十字病院の写真が新聞に載るような事態がありました。町としては、なくすわけにはいかないという説明を私たちは受けておりますが、依然として町の中にはもう既にあと何年後にはなくなるというふうな不安を抱えている町民の方も多数おられると聞いています。赤十字病院への予算措置を含めて、今後の対応について町長の所見を伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

まず初めに、網走厚生病院の脳神経外科開設につきましては、議員各位の御理解を賜り、年明け1月6日より外来診療を開始し、2月からは手術も行えるよう準備が進められておりますことを御報告申し上げます。

さて、御質問の小清水赤十字病院への今後の対応についての考え方でございますが、初めに病院再編等の報道では、御承知のとおり、本年9月厚生労働省は公立公的医療機関の再編、統合に向けた議論を促すとして、検証が必要な全国424の病院名を公表いたしました。その中には本町の小清水赤十字病院も含まれておりまして、地域住民の皆様には、病院がなくなってしまうのではないかと不安を抱いた方も多かったのではないかと思いますし、町といたしましても唐突な発表でありまして、大変遺憾に思っているところであります。

今回の厚生労働省の公表は、人口構造の変化に対応し、将来の医療提供体制の構築を目的とする地域医療構想の議論を活発化する狙いであったとはいえ、全国一律の基準で判断されるべきものではありませんので、地域の医療提供体制については、引き続き本町の地域医療構想区単位である北網地域2市8町の自治体や医療関係者などで構成する調整会議において、地域の実情を踏まえた議論を行っていくこととしております。小清水赤十字病院は町内唯一の医療機関であります。住民の健康はもとより、町の保険事業では各種検診や予防接種の推進、医療と介護の連携のほか、愛寿苑の医療体制を担うなど大きな役割を果たしておりますので、将来にわたって地域住民の皆さんが適切な医療サービスを受け続けられるよう、しっかりと守っていかねばならない医療機関だと考えております。

その対応に当たっては、人口構造の変化によって経営も厳しさを増すものと考えられますが、必要な財政支援に応えつつ、高齢化社会にあっては医療、介護の充実が進められている社会情勢などを踏まえながら、また子育て世代からは強く要望のあった小児科の開設準備も進められておりますので、近隣自治体の医療ニーズも捉えながら、病院と行政がしっかりと連携を深め、小清水赤十字病院の維持存続に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、木戸寛治議員の質問は終了いたします。

続いて、3番、瓜田新一議員。はい、3番。

○3番（瓜田新一君）3番。私は2点、質問させていただきます。

初めに、JR釧網本線維持活性化についてであります。JR釧網本線維持活性化協議会によって、緊急臨時的な支援策がまとめられましたが、利用促進に向けた取り組み、小清水町独自の取り組み、今後の計画などがありましたらお聞きします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

JR北海道が単独で維持困難とする8線区の路線維持に向け、北海道は関係自治体全ての同意を得て、2年間の線区の安定的運行や利便性、快適性の向上など利用促進のための緊急的かつ臨時的な支援を決定したところであります。

釧網本線維持活性化沿線協議会では、緊急的かつ臨時的な支援とともに3つの事業を柱とした利用促進事業を進めております。

1つには、利用状況などの分析、検証をもとに観光事業者、交通事業者と連携した観光利用強化促進事業。

2つ目は、沿線地域の豊富な観光資源等の情報発信や観光列車運行時の沿線駅でのおもてなし、フォトコンテスト開催などPR推進事業。

3つ目は、沿線でのイベント、施設等に関する情報共有や発信、拠点としての駅の活用促進、アクションプランに位置づけられる鉄道の現状理解を図るマイレール意識の醸成や、JR北海道と地域が連携した推進事業となっております。

これら推進事業の中で、本町独自の取り組みでございますが、小学校の生活科見学授業に合わせ、JR体験乗車の実施をしております。また、JR浜小清水駅と一体である道の駅前でのイベントの開催、特に網走市と共同による釧網本線を活用した「オホーツクSEA TO SUMMIT」では、JR北海道との連携による臨時列車を運行いただき、大会参加者及び関係者約130名が利用され、全国から参加した皆さんに観光ボランティアによる車内アナウンスを楽しみながら、釧網線沿いの景観のすばらしさを知っていただき、大変好評でありました。来年度についても、同様の取り組みを予定しているところであります。

令和3年度以降、JR北海道の経営自立に向けた国の支援が継続されるよう、法律案が国会に提出されなければなりません。また、国の支援の継続にはJR北海道と沿線地域が一体となった取り組みが求められていることから、地域としても利用促進を初めとする路線維持に向けた協力、支援を継続していかなければなりません。

今後も、本路線維持に向け沿線協議会と協調し、対応していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）3番です。大変しつこいようではございますけれども、この問題は6月にも私、質問させていただいたんですけれども。なんか最近、報道ちょっとなくなったんで、なんかちょっと不気味な感じはしているんですけれども。問題の本質ですか、3年前に発表されて維持困難ということで、突然この赤字がふくらんだわけでもないし、人口減少とかいろいろあると思いますけれども、問題の本質というんですか、町長どのように考えています、このJRの赤字問題というか、路線維持困難というんですか。いろいろな問題はあるとは思いますが、大きな問題は何だと考えていますか、町長。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、お答えいたします。

根本的には、やはり国の政策によるところだというふうに思っております。それは民営化の時点でのJR北海道については、当初から赤字は想定されていたというふうには認識をしております。そのため、基金を積んで、その運用益で運営をするという考え方が、そもそも狂いを生じたんだろうというふうに考えてございます。

そういうことから、JR北海道としては、赤字だったのはずっと赤字だったわけでありますので、やはりその使目的にもやはり公共交通という観点から、そこは頑張ってきたというふうにも思っておりますけれども、その発表が唐突すぎたということで、近隣市町の首長さんたちも、今それなのということで衝撃を受けたところであります。

いろんな、釧網線のお話をしますと、いろいろ沿線自治体、協力をしあいながら、それぞれ事業展開、取り組んでおりますけれども、着実に利用は伸びているというふうにお聞きをしております。しかし、それは伸びても数%でありまして、その経営が黒字になるということとはほぼ難しいであろうというふうに考えています。

ですので、先ほど申し上げましたとおり、今、国が支援しているのはやはり、法律に基づいて支援をしているわけでありまして、2年度末でその法律が切れてしまうということですから、今、私たちがお願いをしているのは、何とか令和3年度に向けて法律改正をしてくださという要請をしているわけです。そこをとりまとめるのが、やっぱり広域自治体である北海道ということで、私としては強くお話をさせていただいている状況でございます。

今の動きとしましては、JR北海道、同じくJR四国、大変経営的には困難であるというふうにも聞いておりますので、四国さんとの連携も踏まえながらということでもありますけれども。私やはり北海道、近年特にそうではありますが、食糧生産基地ということなんです。やっぱりその比重も高くなってきている状況からすると、公共交通というのは全て、やっぱり国がしっかり考えていただかないと、こういう市町だけではなかなか維持はできない状況になってきております。ですので、そこは何か、食糧生産基地は北海道ですと言われるのであれば、やはりそこは人の流れも含めて、しっかり考えていただければありがたいなと思います。そこはやはり、北海道さんが中心となって、私ども市町村もしっかり取り組んでいきたいというふうにも考えてございますので、一緒になって頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番です。私も大体、町長と同じような考えでいますけれども、鉄道事業というんですか、整備をして維持していくというのは莫大なお金です、見たら。国の政策で、いろいろ鉄道というのは左右されてきました、今まで。北海道開拓でどんどん線を整備された。それから昭和62年には分割民営と。なんていうんですか、華々しく、これで大丈夫だというようなあれで、安定基金として六千八百億円ですか、それが年7.2%の計算で、運用益で賄ってくれと。今、大体もうないに等しいですよ、運用益なんていうのは。だからもう、破綻するのは目に見えてる状況ですわね、国の。だからって、一自治体が賄える金額とか、北海道が賄えるような到底金額ではないはず。だから、今後の協議会においてもその辺を強力に訴えて、何とか残して。今までの経験から言うと、釧網線だと距離は長いし、第3セクターでいこうかという流れが出てきそうな気もするんですけども、まずうまくいっているところはないです、第3セクターで。何カ所かはありますけれども。その辺も含めて、今後の協議会の中では、国の責任とそれから維持に向けて、訴えていってほしいと思います。

次に、2点目ですけども、スキー場の整備についてです。スキー場整備に関しては、平成29年にスキー協会から要請しているところですが、現在、小清水スキー協会は正会員50名、準会員52名、これは子供さんです。指導員3名、準指導員5名、協会指導員3名、これからの協会役員が中心となって、初めてスキーをする子供から上級を目指す子供、大人を含め指導に当たっており、昼夜あわせて10回の講習、検定会、スキー大会などを開催しております。講習会参加の延べ人数は、前年度の記録であります403名であります。滑走面には危険な箇所もあります。改善には容易にできる箇所もあり、今後の計画などをお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）2つ目の御質問にお答えをいたします。

スキー協会さんからの要請書につきましては承知をしております、適宜整備を進めてきてございます。危険箇所があるという御指摘ですが、何より利用者の安全が第一と考えますので、現地を確認し、スキー

協会さんとも協議をしながら、必要に応じて整備を検討してまいりたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番です。この問題について、6月の議会でも質問があったと思いますが、その中で費用対効果で整備が難しいというような回答がありました。実際に費用を積算しているとか、そういう計画もやられたことはありますか、この問題では。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）6月定例会の御質問のときの趣旨につきましては、ゲレンデの地面の改良整備という御質問でございました。そのときには諸般の事情をお話して、なかなか整備は難しいと。費用対効果以外の問題もございまして難しいというお答えをいたしました。

スキー場の整備につきましては、平成25年に全面改修を行っておりますし、一昨年にはロッジに新たにスキー立てを設置し、昨年には圧雪車の更新、そして安全対策としてロープ塔の制御システムもあわせて整備をしてきたところでございます。

いずれも、スキー協会さんと御協議をさせていただいた中で、進めてきたわけでございますが、教育委員会が所管する施設につきましては、議員御承知のとおり社会体育施設のほか、社会教育施設、学校関係施設がございます。各施設整備には予算を伴いますことから、危険度やそれから緊急性のあるものなどを検討して、優先度の高いものから町のほうへ要請を出して整備を進めている状況でございます。今後におきましても、計画的な施設及び設備の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番です。いろいろ整備の順序だとかあろうかと思っておりますけれども、冬の寒い中に子供さんが、初めてスキーやる子を指導するというのはすごく危険が伴って難しい面があったりとか、そしてここはロープ塔で講習10回やっているうちに、最後には登れるようになっていくんですけども、だんだん。そんなあれで、少しでも危険な箇所をなくしていきたいという協会の要望でした。

それで、ロッジの周りが暗いとか、個々に問題はあるんですけども、その辺を含めて、教育長、今の答弁ですと協会と打ち合わせして少しでもやっていきたいということですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

これで、私の質問は終わります。

○議長（坂田秀昭君）これにて、瓜田新一議員の質問は終了いたします。

以上で、通告の一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。再開時間は10時45分からいたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

#### ◎議案第45号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第45号、小清水町附属機関に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）ただいま上程をされました議案第45号、小清水町附属機関に関する条例制定について説明申し上げます。

議案書の5ページでございます。

本条例につきましては、町が設置する委員会、審議会、協議会などのうち、これまで要項や規則などに

より設置していたものを、地方自治法第138条の4、第3項に基づく附属機関として規定するものでございます。この要項に基づく委員会等につきましては、法律または条令に根拠を置かない、いわゆる私的諮問機関として設置しておりましたが、近年の裁判例などにおいて、外部の委員により委員会などの組織となっているものは、地方自治法に規定する附属機関に該当するという考え方が示されていることから、町の組織の中で条例に規定されていない委員会等の位置づけを明確化し、附属機関として規定する条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、附属機関を別表のとおり設置することとして、次のページでございますけれども、別表において町長の附属機関として17の組織、教育委員会の附属機関として5つの組織を規定しております。

附則でございますが、本条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

なお、この附属機関の委員につきましては、地方公務員法に規定する特別職、非常勤職員となりますので、町条例の規定により報酬及び費用弁償を支給することとして、新年度予算において計上する予定であることを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第45号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第45号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第46号 乃至 議案第48号

○議長（坂田秀昭君） 日程第8、議案第46号ないし日程第10、議案第48号、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例制定について、小清水町パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例制定について、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君） ただいま上程されました議案第46号ないし議案第48号の議案について、一括して説明申し上げます。

議案書8ページからでございます。あわせてお配りしております資料をごらんください。

これらの条例の制定理由であります。非常勤職員等の適正な任用の確保を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の勤務条件などを定めるための条例を制定するとともに関連する条例についての所要の改正を行うものでございます。

初めに、議案第46号、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例制定について、条例の内容を説明いたします。

この条例は、会計年度任用職員のうち勤務時間が常勤の一般職員と同じであるフルタイム会計年度任用職員の給与に関する規定を整備するものでございます。

資料の2ページ目に概要を載せてございます。

条例は、全17条及び附則により構成しております。

まず、第1条で条例を制定する趣旨を規定し、第2条及び第3条では給与の計算と給与から控除できるものについて、常勤職員と同様の規定としております。

次の、第4条から第7条は、手当を除く給料の規定でありまして、第4条で給料は職務の内容に応じて定めることとし、第6条においてその額は別表第1の給料表によることとしておりまして、この給料表は常勤職員と同様に国家公務員の俸給表から行政職の1級及び2級までの同額を規定しております。この等級の基準は、別表第2の等級別基準職表により、1級は定型的・補助的な職務、2級は知識経験を必要とする職務としておりまして、職務ごとの等級及び特殊な職務については規則で定め、また7条におきましては、その等級と号俸の基準についても規則で定めることとしております。規則におきましては、事務職や保育士などの職務ごとに等級と号俸の範囲を定めることとしております。

第8条においては、給料の支払い方法として、給料の計算期間や日割り計算の方法などについて、常勤職員の給与条例と同様の規定としております。

第9条では、住居手当を規定し、借家に居住する職員には、常勤職員と同様に支給することといたします。

第10条は、承認がなく勤務しない場合は、時間計算により給料を減額する規定でございます。

第11条から第13条までの時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当につきましても、常勤職員の給与条例を引用し、同様に支給することといたします。なお、夜間勤務手当につきましては、通常の勤務においては該当することはないものでございます。

第14条に規定する時間外勤務手当などの算出の基礎となる、1時間当たりの給与額の算出方法につきましても、常勤職員と同様でございます。

第15条では、期末手当を規定しておりまして、年度内に6カ月以上の任用のある職員へは6月期と12月期において期末手当を支給いたします。期末手当の額につきましては、通年の雇用の場合、最大で給料月額3カ月分の額となるものでございます。

第16条は、通勤手当の規定でございますが、これについても常勤職員と同様に支給いたします。

第17条では、条例の規定以外の規則への委任を規定しております。

最後に附則でございますが、施行日を令和2年4月1日とするほか、第2項の経過措置として、令和2年6月に支給される期末手当について、制度開始からの在職期間の算定によりまして、満額を支給できなくなりますことから、引き続き任用する職員はそれまでの在職期間を通算して計算し、満額を支給する特例を定めております。

以上、議案第46号の説明でございます。

次に、議案第47号、小清水町パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例制定について説明いたします。

この条例は、会計年度任用職員のうち勤務時間が常勤職員より短いもの、また、これまで臨時職員として雇用していた短期間の職員に対する報酬と費用弁償について規定するものでございます。条例は全14条及び附則により構成しております。

まず、第1条及び第2条において、条例の趣旨とパートタイム職員が法に定めるものであることを規定しております。

続く第3条では、パートタイム職員の給料は報酬として支給いたしますので、第1項で報酬の額を職務に合わせて規則で定めることとし、その上限額を規定しております。この上限の額につきましては、フルタイム職員との均衡に配慮し、月額及び日額はフルタイム職員の給料表の上限額と同様にしております。第2項では、パートタイム職員はフルタイム職員と同様に、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当を支給いたしますが、これも報酬として支給し、通勤手当及び旅費については費用弁償として支給するものでございます。

第4条では、時間外勤務の報酬を支給することとして、その算定について規定しております。時間外勤務報酬の算定は、常勤職員及びフルタイム職員と同様でございますが、短時間及び短期間の勤務の場合、1日の勤務では常勤職員の勤務時間である7時間45分、一週間の勤務では常勤職員の38時間45分、これに達するまでの時間については、割り増し分は生じないということになるものでございます。



第5条及び第6条では、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬をフルタイム職員同様に支給することとしております。

続く第7条では、報酬の支給に関する算定方法などを規定し、第8条では時間外報酬などの基礎となる勤務1時間当たりの報酬額の算定方法を、第9条においては、欠勤した場合に報酬を減額して支給する旨を、第10条では報酬からの控除について規定しております。

第11条では、必要と認める特殊な職務である場合の報酬は、規則で定めることとしております。

第12条及び第13条は、通勤手当及び旅費については、常勤職員と同様でございますが、費用弁償として支給するものでございます。

最後に、第14条で規則への委任、また附則として令和2年4月1日からの施行としております。

以上で、議案第47号に関する説明を終わります。

続きまして、議案第48号、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について説明申し上げます。

本条例につきましては、会計年度任用職員制度の導入などを規定した地方公務員法及び地方自治法の改正に伴いまして、これに係る6つの条例の改正及び1つの条例の廃止を一括して行うものでございます。

条例の内容でございますが、資料で各条例の新旧の対照をお配りしておりますのでごらんいただきたいと思っております。

第1条の「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」につきましては、地方自治法の改正により引用する条項が変わったことによる改正でございます。

第2条の「小清水町職員の分限についての手続及び効果に関する条例」につきましては、文言の修正と条項の整理のほかに、第4条及び第5条において、分限処分である休職の対象に会計年度任用職員を加え、その期間を任期の範囲内とするものでございます。

第3条の「小清水町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」につきましては、会計年度任用職員の減給の対象が、パートタイム改定年度任用職員の場合は給料ではなく、報酬であることの規定を追加しております。

第4条の「職員の育児休業等に関する条例」につきましては、軽微な追加のほか、第7条及び第8条において、勤勉手当の支給対象及び休業後の号俸調整から会計年度任用職員を除く旨の規定の追加しております。

第5条の「公益法人等への小清水町職員の派遣等に関する条例」につきましては、法改正に伴います引用条項の整備でございます。

第6条の「小清水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」につきましては、人事行政の運営状況の報告の対象に、フルタイム会計年度任用職員を含むことの規定を追加するものでございます。

次に、廃止する条例でございますが、第7条の「小清水町交通安全指導員及び推進員設置条例」につきましては、同職が新たに会計年度任用職員となることに伴い、非常勤特別職として規定している条例を廃止するものでございます。

なお、附則として、本条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で、一括提案の3つの条例制定についての説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第46号、小清水町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例制定について質疑を受けます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。フルタイム会計年度任用職員制度の別表第1、6条関係ですが、1級、2級の職務の級というのは、これ現職員の方の事務職、保育士の方々、2級に該当するのでしょうか。もし該当せず1級というのは、その理由についてもお示し願いたいのと、もう一つは、一般的な初任給というんですが、高卒、短大卒、大卒の初任給の号俸のところと、あと年度ごとのベースアップの号俸の、1号俸ずつ上がるのかそうではないか、そこら辺も説明いただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）給料表におきましては、1級及び2級までを規定しております。会計年度任用職員につきましては、基本的に1年以内の短期の雇用となるものでございまして、常勤職員よりも基本的に給料表の号俸は、それ以内に抑えられるという考えでございまして、現実的に本町におきましては、長く勤められ、知識、経験を有する職務を行っている方もいらっしゃいます。

それで、うちの条例上においては2級までを規定して、そうした知識経験を必要とする職務については2級を該当させていくということで考えております。

現在のところ、2級に該当する部分については特別な資格、例えば先生の資格ですとか保健師の資格などを有する方ということで考えておりますけれども、そのほか1級の中でも、特に担任を持つなど、責任を持った仕事をなされる方についても2級へ該当させるという方向で今、考えております。これについては、具体的には規則の中で定めていくこととしております。

そのほか、初任給の部分でございまして、現在、役場に採用された場合、給料表で該当する部分につきましては、高卒の方で1級5号俸ということになります。短大卒の方は1級の15号俸、大学卒の方が1級25号俸ということになっております。

これらの号俸に、まず初任給で貼りつけまして、昇給につきましては基本的に人事評価などに該当させない場合は、基本的には4号俸ずつ1年度で上がっていくというような考え方でなっております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）今、御説明があった事務、保健師2級については、保健師あるいは教職員ということですね。保育士の方は入らないですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）はい。先ほども申しましたとおり、保育所の方であっても、相応の責任を持つ職務をやられている方、そうした方は2級も考えていくということで検討しております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

4番、森浩議員。

○4番（森浩君）これは、この職員に関する条例、中身見ていくんですけども、休暇の関係がないんですが、これは休暇はどうなっておりますか。有給休暇です。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）はい。職員の休暇などの条件につきましては、これから規則で定めていくことになるものでございます。

基本的には、国家公務員の非常勤職員にあわせた規定にするということの、指導はきておりますけれども、本町においてはフルタイム会計年度任用職員について、現在の条件を下回らないような規定にしたいということで、今検討を進めております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第46号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第46号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、小清水町パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例制定について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第47号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第47号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第48号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第48号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第49号

○議長(坂田秀昭君) 日程第11、議案第49号、小清水町公営企業の設置等に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長(荒木和正君) ただいま上程されました、議案第49号、小清水町公営企業の設置等に関する条例制定について御説明申し上げます。

議案の25ページをお開き願います。

あわせて、別途お配りしている資料をごらん願います。

水道、下水道事業は著しい人口減少による料金収入の減少や施設、管路等の老朽化に伴う更新による設備の増大が見込まれるなど、経営環境が厳しさを増す中で、経営の見える化による経営基盤の強化が求められておりまして、平成27年に国が示した企業会計適応拡大に向けたロードマップでは、重点事業に位置づけられた簡易水道及び下水道事業は、人口3万人未満の自治体は努力義務とされていたところを、平成31年1月に示された新たなロードマップでは、平成6年度予算から企業会計へと移行するよう通知されているところであります。

本町の簡易水道及び農業集落排水事業につきましては、平成27年度から公営企業会計適応に向け、資産評価の実施など準備を進めてきたところでありまして、今年度をもちまして準備が整いますことから、令和2年度より官庁会計方式から公営企業会計方式に移行すべく、地方公営企業法第4条の規定により、小清水町公営企業の設置等に関する条例を制定するものであります。

資料の裏のページをごらん願います。

官庁会計と公営企業会計の違いではありますが、会計処理の考え方では現金主義から発生主義、単式簿記から複式簿記に移行することによって、減価償却費や引当金など現金を伴わないものの計上や、資産、負債、資本の3面からストックを示し、収益、費用の2面からフローを示すことにより、会計処理の見える化を図り、財務諸表については地方公営企業法に基づいて作成することによりまして、他団体の比較が可能となり、予算決算処理につきましては、官庁会計の特別会計から企業会計方式による管理となり、収益収支、資本的収支に区分され、さらに固定資産、流動資産となる資産の分類を行うこととなります。

条例の内容でございますが、第1条及び第2条では、公営企業会計の事業として簡易水道事業と農業集落排水事業を設置し、第3条では本町の事業に適応する公営企業法の適応は財務規定等のみと定め、第4条は経営の基本について、第5条、第6条では簡易水道事業と農業集落排水事業の区域、給排水人口等を、第7条及び第8条では、資本剰余金、資産に関する規定を、第9条、第10条では議会の同意、あるいは手続において議決を要する事項について、第11条では会計事務の処理、第12条では業務状況説明書類の規定を、第13条では委任についてを、それぞれ定めているところでございます。

最後に、附則であります。第1項では施行期日を令和2年4月1日とし、第2項では本条例制定によって廃止となる条例を定め、第3項では事業名称の変更によって改正が必要となる小清水町基金条例の一部改正規定を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。公営企業の企業会計ということで、資産の部で基本となる、今まで昭和の時代から設備してきた設備等の固定資産の台帳ですか、整備が終わっているのか、また今後まだ途中なのか、その点も御説明いただきたいと思います。

あわせて、今度の条例と若干関連しますが、大都市部では公営企業会計特別会計から移った場合、大都市部では一般会計からの基準で定められた範囲外の以上の繰り入れはしない町も市もあるというふうに聞いていますが、本町についての考え方をお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）先ほども説明いたしました。平成27年度から水道施設、農業集落排水施設の資産については評価をしております。平成27、28年度で全ての資産については評価を終えておりまして、台帳化されているところでございます。

それから、繰り入れの考え方でございますが、今までの特別会計と特に考え方の変更はございませんので、柔軟な運用で繰り入れは対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第49号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第49号、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第50号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）ただいま上程されました、議案第50号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について説明申し上げます。

議案書29ページでございます。

本条例につきましては、成年被後見人、これは後見を受ける方でございますが、この成年被後見人の人権が尊重され、不当に差別されることのないよう、本年6月に関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公務員法や国家公務員法などにおいて定められている成年被後見人にかかる欠格条項が削除されましたことから、関係条例において、これに伴う所要の改正を一括して行うものでございます。

条例の内容でございますが、改正の箇所を示した新旧対照表がございますのでごらんいただきたいと思っております。

第1条の、「小清水町職員の旅費に関する条例の一部改正」につきましては、地方公務員法において成年被後見人等の欠格条項が削除されたことに伴い、引用条項の整備を行うものでございます。

次に、第2条の「小清水町地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正」につきましても、同様に児童福祉法において成年被後見人等の欠格条項が削除されたことに伴う引用条項の整理でございます。

次に、第3条の「小清水町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正」につきましては、関係法律の整備により総務省の「印鑑登録証明事務処理要領」が見直されたことに伴い、登録資格の規定を改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例を交付の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第50号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第50号、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第51号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）ただいま上程されました、議案第51号、道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書では31ページからになります。

あわせて、別途お配りしております新旧対照表をごらんください。

本条例の一部改正でございますが、平成30年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路法施行令に規定される道路使用料の一部改正が行われたところであり、本町の道路占用料の額につきましては、この道路法施行令に準拠した額を設定しておりますことから、今回、同施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、お手元の新旧対照表をごらん願います。条例別表の占用料の単価を表に記載のとおり改正するものでありまして、占用物件欄の法第32条第1項第1号に掲げる工作物とは電柱や電線など、これに類する工作物で、次の法第32条第1項第2号に掲げる物件とは、水道管や下水道管など、これに類する物件に区分し、第1種電柱では、1本当たり年300円から380円に改め、以下ごらんのとおりの単価に改正するものであります。

最後に附則であります。本条例の施行期日を令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第51号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第51号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第52号 及び 議案第53号

○議長（坂田秀昭君） 日程第14、議案第52号及び日程第15、議案第53号、小清水町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、小清水町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君） はい。ただいま上程されました議案第52号、小清水町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、議案第53号、小清水町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について一括して御説明申し上げます。

まず、上下水道料金の主な改正の内容ですが、平成20年4月に基本水量の引き下げによる改定を行い、その後11年9カ月が経過しています。上下水道使用料は消費税の課税対象となりますので、平成26年4月の消費税が8%増税時に改正の検討をいたしましたが、当時10%への増税が計画されたこともあり、見送ったという経過がございます。

将来にわたる適正な施設の維持管理には、上下水道設備の更新を含めた対策が必要となってまいります。今後、予定する設備更新を考慮し、消費税増税への対応も含めて、令和2年4月より新料金へと改定を行うものであります。今改定では同一料金としていました上下水道使用料を、利用者数や維持管理費などの違いから同一料金での運営は難しいと判断し、おのおの必要な費用等の基準を算定した料金となること。また、基本水量以内での使用が多い70歳以上の高齢者世帯に配慮し、消費税増税の影響分のみ負担増をお願いする措置を講じ、新たな区分を設けたところでございます。

初めに、小清水町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定でございますが、議案の32ページ

をお開き願います。

あわせて別途お配りしている、新旧対照表をごらん願います。

別表第1の水道使用料1カ月分ですが、現行の基本料金につきましては15%、超過料金につきましては10%それぞれ増額させていただき、家庭用では基本料金8トンまでが、月額1,250円から1,430円に、超過料金1トンにつき150円から170円に、以下、官公署、団体用から家畜用までそれぞれ記載のとおり改正するものであります。

また、70歳以上の高齢者のみの家庭用として、基本料金において消費税増税分の5%を増額した1,310円を新たに設定させていただくものであります。

次に、別表第2ですが、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者制度に更新性が導入され、申請手数料に加え、5年に1回の更新手数料を徴収することとなりますことから、更新事務に係る手数料8,100円の規定を追加するものであります。

次に、小清水町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定でございますが、議案の34ページをお開き願います。

あわせて新旧対照表をごらん願います。

別表第1の、農業集落排水施設使用料の算定基準（水道水の場合）ですが、現行の基本料金につきまして25%、超過料金につきましては20%、それぞれ増額させていただき、家庭用では基本料金8トンまでが1,250円から1,560円に、超過料金1トンにつき150円から180円に。以下官公署、団体用から臨時用までそれぞれ記載のとおり改正するものであります。

また、70歳以上の高齢者のみの家庭用として、水道使用料同様基本料金において、消費税増税分の5%を増額した1,310円を新たに設定するものであります。

次に、別表第2ですが、水道水以外の一般家庭用使用料として、基本料金では1,560円、超過料金では1人ふえるごとに900円に設定。また、高齢者世帯用として基本料金では消費税増税分の5%を増額した1,310円を新たに設定するものであります。

最後に附則であります。施行期日を令和2年4月1日とし、上下水道料金の改定につきましては、令和2年、5月分の料金算定から適応するものであります。

以上で説明を終わりますが、水道下水道につきまして、今後とも安全で安心な飲料水の提供、快適で衛生的な下水の処理に万全な体制を図ってまいりたいと思っております。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。ただいま説明ありました簡易水道会計の値上げ率、基本料金の値上げについては10%、超過料金については15%。一方、集落排水では25%、それぞれ25%と超過料金が20%値上げということですが、この値上げ幅の簡易水道は少くない値上げです。その理由についてちょっと、説明されたかも、聞き忘れたかもしれませんが、ちょっと説明を願いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）両会計におきまして、最低でも今後10年以上の収支見通しを計算した中で、この料金を設定させていただいているものでありまして、今後、時間に係る費用、あるいは更新に係る費用等を考慮した中で、それぞれ料金設定をさせていただいたところでありまして、その計算の結果、この使用料のそれぞれ率が変わったということでございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）10年、20年のこれからの計画の中でということですが、結局、値上げ率高いというのは、要するに設備に対する利用割合ということも当然ありますよね。その点、ちょっと説明が不十分だと思いますので、再度お願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）御承知のように、水道につきましては小清水町ほぼ全体が給水エリアとなって稼働しているところでございますが、農業集落排水については、小清水の市街、浜小清水の市街、止別の市街を中心として排水エリアにしておりますので、当然、対象となる人口も変わってきます。それから、ここ3年ぐらいで下水道施設については機能強化ということで設備の更新をしましてまいりました。したがって、当面、設備の更新は下水については必要がないんですが、そこで設備費用に借りた起債等の償還もありますので、その辺も考慮した中で10年先の経営見通しを立てた中で、御提案のと通りの料金となったところでございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）今、課長の答弁で10年先は値上げしないというふうにも受けとれるんですが、その点はいかがですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）10年先を見通した中での設定でございますが、水道下水道料金については、最低でも5年に1度は見直しをかけるということで、その中で現状維持できるのか、さらにはちょっと値上げが必要なのか、その辺を含めた中で5年に1回は最低検証して検討していくという方針でございます。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）3番です。70歳以上の家庭というんですか、これはそういう、契約は若い人が契約して、住んでいるのは年寄りだけという世帯はどういう扱いになりますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）これあくまで契約も70歳以上ということで、4月1日現在把握した中で、その世帯について適応させていただくということでございまして、現在、対象世帯数は水道で500戸、それから集落排水420戸程度と把握しているところでございますが、このうち超過料金発生しない世帯は160戸程度あると見込んでるところでございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）そうすると、そしたらこのあれを適応させるとなるとしたら、別に契約をすればいいということですね。今までだと便宜上、年寄りの世帯はそのままにで、若い世帯で両方契約してという料金でもらっている、支払っている人もいると思うんですけども。そしたら、今後は年寄りの世帯でも別に契約すれば70歳以上の世帯にということになるんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）世帯上別であるのであれば、70歳以上の方の契約をしていただければ対象となりますが、あくまでも4月1日現在で判断をしますので、それ以前じゃないとその対象にはならないかと思えます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか、はい、ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

初めに、議案第52号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）



○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第52号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第53号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第54号 及び 議案第55号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第54号及び日程第17、議案第55号、令和元年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について、令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

村上企画財政課長。

○企画財政課長（村上信二君）ただいま一括上程されました議案第54号及び議案第55号、小清水町各会計補正予算について、初めに議案第54号、令和元年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,009万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6億7,052万6千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正の追加ですが、リサイクルセンター物品処理業務委託料は、次年度の更新として5年間の限度額を設定するものでございます。

第3表地方債補正の変更ですが、網走厚生病院の脳神経外科開設に係る必要機器、備品等について追加が生じたことから、整備費用負担に伴う網走厚生病院脳神経外科開設支援事業債の限度額を変更するものであります。

11ページをお願いいたします。

歳出予算になりますが、主要施策調べとあわせてごらんください。

初めに、2款総務費ですが、1項1目一般管理費は7節賃金で、令和2年4月からの会計年度任用職員制度開始に伴い、現嘱託職員が3月末でいったん退職となることから、23名分の退職手当分といたしまして1,734万5千円追加。9節旅費で複合庁舎建設に係る先進地視察等により年度内執行に不足が見込まれる普通旅費55万8千円追加。10節交際費で慶弔費の増から年度内執行に不足が見込まれる交際費23万円追加。13節委託料で会計年度任用職員制度に伴う人事給与システム改修業務委託料66万円追加。26節寄附金は令和元年台風第19号災害見舞金100万円追加。4目財産管理は15節工事請負費で、無線通信設備撤去工事請負費の執行残減額と光ケーブル設備等の支障移転工事について、年度内執行に不足が見込まれることから、情報通信基盤設備工事請負費143万円追加。あわせまして17万9千円追加。25節積立金は、今後複合庁舎などの建設によりまして、多額の一般財源が必要となることから、将来的な財政運営を見据えまして、公共施設整備基金積立金1億5千万円追加計上。8目交通対策費19節負担金及び交付金は、網走バスの路線維持・運行補助といたしまして、地域生活バス路線維持費補助金984万円追加、総務管理費あわせまして1億7,981万2千円追加計上するものです。次に、2項2目賦課徴収費13節委託料は、税務係所管のパソコン更新に伴い、税申告システムでありますエルトックスクライアント設定業務委託料14万3千円追加計上するものです。

次のページになります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費25節積立金は、1件の指定寄附として福祉振興基金積立金20万円追加。8目介護保険対策費28節繰出金は介護給付に係る保険事業勘定に対する介護保険特別会計繰出金47万4千円減額、社会福祉費あわせまして27万4千円減額計上するものです。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費は19節負担金補助及び交付金で、網走厚生病院脳神経外科開設において必要となる医療機器等が追加となりましたことから、整備に係る支援事業負担といたしまして、87万9千円追加。4目医療保険費19節負担金補助及び交付金は、平成30年度負担額確定に伴います精算額といたしまして、後期高齢者医療広域連合負担金542万6千円追加、衛生費あわせまして630万5千円の追加計上するものです。

次のページになります。

6款農林水産業費1項1目農業委員会費は7節賃金で、総務費同様会計年度任用職員制度開始に伴う現嘱託職員1名分の退職手当といたしまして185万6千円追加。6目活性化センター費は9節旅費14節使用料及び賃借料でジャガイモスイートポテトPR事業として札幌市内で開催される催事出展に係る旅費及び冷蔵商品保管のための施設使用料とあわせまして、11万1千円追加。農業費あわせまして196万7千円追加計上するものでございます。

次に、8款土木費2項1目道路橋梁総務費13節委託料は今年度施行改良3路線等の道路台帳補正業務委託料190万2千円追加計上するものです。

10款教育費1項1目教育委員会費15節工事請負費は、事業費が確定しましたスクールバスの車庫建設工事請負費執行残8万8千円減額。

次のページになります。

19節負担金補助及び交付金は、受診対象者増に伴う教職員人間ドッグ検診負担金3万6千円追加。4目高等学校教育振興費19節負担金補助及び交付金で通学者確定に伴う清里高等学校通学バス運行協力金6万円減額、教育総務費あわせまして11万2千円減額計上するものでございます。次に、2項小学校費、1項学校管理費は15節工事請負費で当初小学校グラウンド整備事業において、公共施設整備基金を財源としておりましたが、普通地方交付税の確定により財源確保が図られることから、財源内訳の変更とあわせ、執行残によります減額。2目教育振興費8節報償費は実績によります減額、小学校費あわせまして9万7千円減額計上するものでございます。

次のページになります。

3項中学校費2目教育振興費は19節負担金補助及び交付金で、英語検定受験者増により英語教育推進補助金6万6千円追加計上するものでございます。5項社会教育費2目社会教育振興費は13節委託料で年度内執行に不足が見込まれる社会教育バス運行业務委託料38万6千円追加計上するものでございます。

次に歳入予算ですが、8ページにお戻りください。

初めに、9款地方交付税は財源調整分といたしまして4,828万7千円追加計上。

次に、16款1項1目寄附金は、1件の民生費寄附金20万円追加計上するものです。

17款1項5目公共施設整備基金繰入金は歳出で御説明しましたとおり、小学校グラウンド整備工事に係る財源変更によりまして、公共施設整備基金繰入金4,828万5千円減額計上するものでございます。

次のページになります。

18款繰越金は財源調整分といたしまして1億8,909万6千円追加計上するものでございます。

20款町債は第3表地方債補正で御説明いたしましたとおり、衛生債で80万円追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）次に、斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）はい。続きまして議案第55号、令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書17ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ保険事業勘定において3万4千円を減額し、予算総額を5億6,825万6千円とするものでございます。

補正予算書26ページをお開きください。

初めに歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費は事業の完了した介護保険システム改修業務委託料

の執行残28万4千円減額。

2款1項介護サービス等諸費は居宅介護に係る福祉用具の購入給付費に不足が見込まれることから、25万円追加計上するものでございます。

23ページにお戻り願います。

歳入予算ですが、2款1項国庫負担金から4款1項支払基金交付金は居宅介護サービス事業に係る国、道、支払基金それぞれの負担割合に基づく、負担金・交付金の追加に加えて、介護保険システム改修費に対する国の財源措置として国庫補助金の採択を受けたことから、2款2項4目介護保険事業費等補助金22万1千円を追加計上するものでございます。

次に、6款1項一般会計繰入金はシステム改修費の執行残及び国庫補助採択による町負担分50万5千円減額、保険給付費分で居宅介護サービス事業に係る町負担割合分3万1千円追加。

7款1項繰越金は、財源調整として保険給付費分5万3千円追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第54号、令和元年度小清水町一般会計補正予算（第4号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第54号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第54号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、令和元年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第55号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第55号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第56号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第56号、オホーツク町村公平委員会規約の改正についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部総務課長。

○総務課長（服部隆文君）ただいま上程されました議案第56号、オホーツク町村公平委員会規約の改正について説明申し上げます。

議案書38ページでございます。

オホーツク町村公平委員会は昭和42年に設置され、現在13の町村及び4つの一部事務組合をもって構成されておりまして、共同設置団体長には大空町長が就任していることから、規定により事務職員は大空町職員が担っておりますが、この事務職員は一般職と兼務になっておりまして、このたび兼務となる職員の範囲を拡大したいとの提案がありましたことから、規約で定める事務職員の人数を2名から4名以内に改めるものでございます。

よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第56号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第56号、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君） 以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和元年第6回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。どうも御苦労さまでございました。

（午前11時55分）